

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	空売り規制の総合的な見直し	
担当部局	金融庁企画市場局市場課 電話番号： 03-3506-6000(内線2639)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年7月7日	
事前評価時の想定との比較	<p>我が国の空売り規制については、諸外国の規制の動向等を踏まえ、規制の枠組みを総合的に見直し、</p> <p>(ア)価格規制の見直し          (a)トリガー方式への移行          (b)私設取引システム(PTS)における取引を対象に追加</p> <p>(イ)空売りポジションの報告・公表制度の恒久化及び報告・公表水準の見直し</p> <p>(ウ)その他の見直し          (a)株の手当てがなされていない空売りの恒久化          (b)PTSにおける取引を株の手当てがなされていない空売りの禁止の対象に追加等</p> <p>を行ったところであるが、事前評価時と比べ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていないものと考えられる。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時、本規制の見直しに係る遵守費用に関しては、規制を遵守するための注文価格の管理等に係る費用や空売りポジションの報告事務に関する費用等の減少を見込んでいた一方で、PTSにおける取引を空売り規制の対象に加えることにより、金融商品取引業者等において、これらの規制を遵守するための費用の増加を見込んでいた。</p> <p>これらの遵守費用については、金融商品取引業者等は、これらの規制のみならず、他の規制も含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、想定していなかった影響の発現はなく、事前評価時と大きなかい離はないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>事前評価時、本規制の見直しに係る行政費用に関しては、価格規制の遵守状況を確認するための検査・監督業務に伴う費用の大幅な減少を見込んでいた一方で、PTSにおける取引を空売り規制の対象に加えることにより、規制の遵守状況を確認するための検査・監督業務に伴う費用の増加を見込んでいた。</p> <p>これらの行政費用については、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般についてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。

効果(定量化)	<p>(ア)価格規制の見直し  価格が一定の水準に達するまでは規制が適用されないこととなり、全売買代金のうち空売りの売買代金の占める割合は平成25年以降増加し、投資家の選択肢が広がったと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、売買代金のみをもってその効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>(イ)空売りポジションの報告・公表制度の見直し  時限的措置を恒久措置と見直したことにより、金融商品取引業者等のシステム対応等において中長期的な観点からの措置を講じることが可能になり、また、報告・公表水準を諸外国の動向等も踏まえて見直したことにより、市場においては公正な価格形成が行われる一方、当局および金融商品取引所が空売りポジションの動向等を詳細に把握することが可能となり、取引の公正及び規制の実効性が確保されたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>(ウ)その他の見直し  私設取引システム(PTS)における取引を空売り規制の対象に加えること等により、規制の実効性が確保されたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	規制の見直しにより、上記⑥のとおり規制の事前評価時に見込まれた効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して便益を把握することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用は減少している一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。したがって、本件に係る特段の見直しは不要と考える。	
備考		